

日高町有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新たな財源を確保し、住民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、町が掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載物)

第2条 広告を掲載することができるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 町の広報「広報ひだか」（以下「広報」という。）
- (2) 町のウェブページ（以下「ホームページ」という。）

(広告の範囲)

第3条 広報及びホームページに掲載できる広告は、町の品位及びイメージを妨げないもの並びに町民に不利益を与えない中立性のあるものとし、次の各号のいずれかに該当するものは掲載しない。

- (1) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に関するもの
- (3) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、求人広告その他これらに類するもの
- (5) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの、又は反するおそれのあるもの
- (6) 虚偽又は誇大な表現で不適切なもの
- (7) 町が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
- (8) 町税を滞納している者の広告
- (9) その他掲載する広告として適当でないと町長が認めるもの

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、枠数、掲載位置、掲載料等は、別に定めるものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第5条 町長は、広報及びホームページ等により広告の掲載希望者を公募するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、法人等に対し広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申請者」という。）は、日高町有料広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に掲載しようとする広告原稿等を添えて、掲載を希望する月の2か月前の20日までに町長に提出しなければならない。ただし、ホームページへの掲載を希望する場合は、希望する月の1か月前の20日までとする。

2 広告の申込みは、1か月につき1件とする。ただし、同一広告原稿において、連続する複数月の申込みをすることができる。

3 町長は、必要に応じて、申請者に対して業務内容等を明らかにする書類等（会社案内、パンフレット等）の提出を求めることができる。

(広告内容の審査)

第7条 町長は、前条第1項の規定により提出された広告の原稿について、必要があるときは申請者に修正を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第8条 町長は、第6条第1項に規定する広告掲載の申込みがあったときは、次条に規定する日高町広告選定委員会による審査を経て、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 前項に規定する広告掲載の可否決定を行うにあたり、掲載枠を超えて申込みがあった場合の決定方法は、別に定めるものとする。

3 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申請者に日高町有料広告掲載決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(選定委員会)

第9条 広告掲載の可否を決定するにあたり、必要な審査を行うため、日高町広告選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員は、以下の者をもってそれぞれ充てる。

職名	充てる職
委員長	副町長
副委員長	総務政策課長
委員	税務課長
委員	産業建設課長

4 委員は、前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管課室の長を臨時の委員として加えることができるものとする。

5 委員会の事務局は、総務政策課に置く。

(委員会の会議等)

第10条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、掲載申込みがあったときに委員長が招集する。

2 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

5 会議の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 委員会において必要と認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

7 委員会の会議を招集する暇がないと委員長が認める場合は、回議により審査を行うことができる。

(会議結果の報告)

第11条 委員長は、前条の規定により会議を行ったときは、速やかに会議の経過及び結果を町長に報告するものとする。

(広告掲載料の納入)

第12条 広告掲載料は、掲載の決定後町長の指定する期日までに、全額納入しなければならない。ただし、町長が認めたときは、この限りではない。

(広告掲載料の還付)

第13条 既納の広告掲載料は、原則として還付しない。ただし、町長は、申請者の責めによらない事由又は発行若しくは編集の都合によって、広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料を還付するものとし、その他の責任を負わないものとする。

(申請者の責任等)

第14条 広告の内容に関する責任は、申請者が負うものとする。

2 広告原稿等の作成経費は、申請者の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第15条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかつた場合

(2) 広告主又は広告内容が不相当と判断した場合

(3) 広告主、バナー広告の内容又はリンク先ホームページの内容等が第3条に違反し、又はそのおそれがある場合

(4) 広告の編集又は発行上に支障がある場合

(損害賠償等)

第16条 前条の規定により広告の掲載を取り消した場合において、町は広告主に生じた損害賠償の責任を一切負わないものとする。

2 広告の掲載により発生した広告主の損害については、町は賠償の責任を一切負わないものとする。

3 広告主が第三者に損害を与えた場合において、当該損害が広告の掲載によるものであつても、広告主が全ての責任を負うものとする。

(補足)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。